土地区画整理事業の主な流れ（組合施行の場合）

土地区画整理事業は以下のような流れ（フロー）で実施されます。

組合設立準備委員会の発足
地区内の所有権者（または借地権者）の7人以上が協同して，発足します。

↓

技術援助の申請
準備委員会は，知事または市長に対し，技術援助を求めることができます。

↓

企画・調査
まちの現況調査等を実施し，整備の必要性を検討します。まちづくりの基本構想を策定します。

↓

宅地の所有者・借地権者の同意
組合設立認可申請をするにあたり，施行地区となるべき区域の宅地の所有者・借地権者それぞれ3分の2以上の同意(面積についても同様)を取得します。

↓

土地区画整理組合の設立
知事に組合設立認可申請を申請し，審査を経て土地区画整理組合の認可及び認可の公告をします。

↓

第一回総会の開催
組合設立認可申請者は，認可後一ヶ月以内に組合の総会を招集して，役員（理事・監事）を選挙します。

↓

換地設計
換地の位置・地積等を検討する作業です。

↓

仮換地指定
将来換地される土地の位置，地積などを指定します。（総会の同意を得たうえで行ないます。）

↓

移転・除却 / **工事**
仮換地の指定を受け，建物などの必要に応じて仮換地積に移転します。
道路や公園などの公共施設の整備を実施します。

↓

換地計画
換地処分の基礎となる土地の位置・地積や精算金の額などを決めます。

↓

換地処分
換地処分により，従前の土地にあった権利や義務はこの処分の日の翌日から施行後の土地に移ります。

↓

土地・建物の登記
換地処分の内容で登記を行ないます。
保留地については新たに登記します。

↓

清算
施行地区内の換地相互間に生じた不均衡を，金銭により清算します。

↓

組合解散
事業の完成等の事由により解散しようとする場合は，知事に解散認可申請を行ないます。

↓

清算事務
組合解散後，清算人は組合の財産の状況を調査し，処分方法を清算総会で承認を得て処分します。

事業実施期間